

# History

キラリを再発見

## 武田勝頼に命じられて出された朱印状

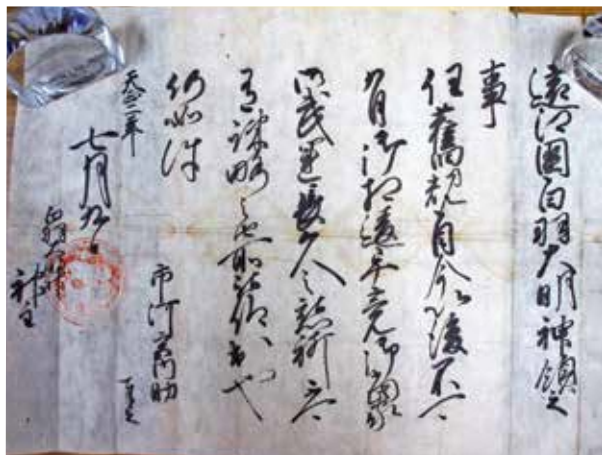
白羽神社には社宝となっている武田家朱印状が3通あります。これは駿河や遠州に進出した甲斐の武田氏が、この地方を治めようとして発給した文書です。

今回紹介するのは『勝頼印判状』です。天正2年に武田信玄の跡を継いだ勝頼は、5月12日から2万5000人の大軍を率いて徳川家康配下の部将である小笠原氏助が城主を務めていた高天神城を包囲します。その後約1カ月にわたる籠城戦が続きましたが、6月17日に小笠原氏助が降伏し、父信玄も落とせなかった高天神城を勝頼が領有することとなり、榛原郡も勝頼が治めることとなりました。

そして、7月9日に勝頼が武田家の奉行職であった市河宮内助に命じて白羽大明神神主に文書を出します。これが勝頼印判状です。

旧規とは、武田信玄の時の規則の意味で、この文書により白羽神社社領を安堵し、神主に武田家の武運長久の神役(武田家の武力がいつまでも強いことを願うこと)を命じました。

照会 社会教育課 ☎0537(29)8735



勝頼印判状【天正2年(1574年)】

遠江国白羽大明神領の事

旧規任せ、今より以降は御相違あるべからず。畢竟(ひつきょう)御当家の御武運長久の懇祈、疎略有るべからざるの由、仰せ出さるるところなり。よつて件の如し。

天正二年 市河宮内助  
七月九日 朱印 うけたまわる

白羽神社大明神  
神主

「勝頼印判状」書き下し文

## 御前崎市指定有形文化財 武田家朱印状

# Atomic

暮らしと原子力

クリアランス制度について

原子炉建屋の廃止措置で発生する解体撤去物は、放射能レベルに応じて、適切に処分されます。その廃棄物のうち、放射性物質の放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響がほとんどないものは、国の許可・確認を得て、普通の廃棄物と同様に処分や再利用ができます。これを「クリアランス制度」といい、国の認定を受けた廃棄物を「クリアランス物」と呼びます。

クリアランス物は、放射性物質がほとんど付着していない、あるいは除染すれば放射性物質がほとんどなくなるものが対象となります。1、2号機で発生するクリアランス物は、全体廃棄物約45万トのうち、推定約8万トで約17%を占めています。

このクリアランス制度は、まだ事例が少なく、認知度が低いのが現状です。市では、クリアランス物に対する市民理解が深まるよう中部電力(株)に求めています。



▲クリアランス制度の適用を受けた5号機旧低圧タービンロータ(車軸)